

平成23年第5回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成23年11月29日（火曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第38号 本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第39号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第40号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第42号 本巢市織部の里もとすの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第43号 本巢市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第44号 本巢市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定について
- 日程第8 議案第45号 本巢市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第46号 本巢市根尾林業センターの指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第47号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	白井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	青木一也
教育長	白木裕治	総務部長	中島治徳
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	高橋卓郎
健康福祉部長	浅野明	産業建設部長	坂井嘉徳

林政部長兼
根尾総合支所長

奈良村 竜 生

上下水道部長 杉 山 尊 司

教育委員会
事務局 長

川 村 登志幸

会計管理者 古 田 浩

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 石 川 博 光

議 会 書 記 安 藤 正 和

議 会 書 記 臼 田 慶 生

開議の宣告

○議長（遠山利美君）

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号16番 大西徳三郎君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 議案第38号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第2、議案第38号 本巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼議員。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、お伺いしたいと思います。職員の給与に関する市としての基本的な考えについて、まずお伺いをしたいと思います。

集中改革プランというのがございました。これはもう21年度まででございますので、プランそのものの有効期限は切れてるのかもしれませんが、その中に給与の適正化という項目がございまして、このように書いてあります。職員の給与水準については、人事院勧告や国・県の動向に配慮するとともに他市町村との均衡にも配慮して適正化を図る。こういう文言がございしますが、基本的な考え方は現在でもこのようだというふうに理解しとけばよろしいでしょうか。

○議長（遠山利美君）

企画部長 高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

集中改革プランにつきましては、今現在、議員が御指摘のとおりでございまして、こういった給与の改革についても今後も取り組んでいくということに変わりはありません。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

それでは、あと2回ですのでちょっと質問の仕方を考えますが、ここに市町村別の、岐阜県のですけども、ラスパイレス指数の一覧表がございます。

かねてより本巣市は低い数値というふうに言われてまいりました。これを見ますと、22年度のラスパイレス指数だというふうに思います。本巣市は91.6であります。22年4月現在91.6であります。岐阜県内の市の中で本巣市より下回っているのは海津市の89.8だけであります。すなわち下から2番目であります。これは当然御承知だというふうには思いますが、先ほど集中改革プランで、最後のところに他市町村との均衡にも配慮して適正化を図るという文言がございます。人事院勧告、あるいは国・県の動向にも配慮しながら、同時に他市町村との均衡を図るというふうに述べているわけですね。このラスパイレス指数を見る限り、他市町村との均衡が十分に図られているというふうにはとても思えない。

ちなみに、旧本巣郡内ということで瑞穂市を見てみますと、94.3であります。こうした違いをどう是正していこうとしているのかということもあわせて、この給与の適正化ということについては述べなければならないというふうに思いますが、その辺がどうも見えてこない。

そうした中で、単に人事院勧告が出たからそれに従うんだというふうにしかならないのが現状でありますけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（遠山利美君）

高田君。

○企画部長（高田敏幸君）

本巣市の給与の水準と申しますか、今、ラスパイレス指数につきましては、市の21の中では下から2番目だということでございまして、全市町村入れても31番目ということは理解をしておるところでございます。

こういった給与のラスパイレスの改善につきましては、本市におきましても、もう既に2年前から取り組んでおりまして、一つは御紹介しますと、保育園の所長さんにつきましては管理職級に引き上げましたし、それからもう一つ今現在行っておるのは、職務給別の改善改革ということで、今まで1級が主事、主事補ですね、それから主事、それから2級が主事、3級が主任と係長がおったんですが、係長を3級から4級、今までの規則の中で非常に準則よりもその職務給のランクが下のほうにあったのと、それから職務給に、上の階層へ行く年数が少し基準が長かったというようなことから、そういった今改革を行っておるところでございますので、今後につきましては少しずつラスパイレスも改善されていくのではないかとこのように思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

そんなような取り組みをしていることについては承知はしておりますけれども、例えば今回の改定0.2%をやめれば、単純に言えばそれだけでラスパイレスが上がるということにもなりますね、ごく単純に計算すれば。そういうことは全く考慮のほかだったのでしょうか。だから、そういったことも含めたやっぱり改善というのは考えるべきではないでしょうか。よそが、例えば人事院勧告に従ってやっても、本巢市の場合ではまだレベルとして低い段階にあるから今回は取りやめ、だんだん、よそとの均衡を図りながら対応しようということも考えの一つであってしかるべきだと思うんですけども、その辺は企画部長より市長のお考えを最後にお伺いして終わりたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

給与改定でございますけれども、給与改定につきましては、前々からずっと人事院勧告に従ってやってきております。先ほど来お話しでございますように、職員の給与を改善していくということは、先ほど企画部長がお話し申し上げましたように、ここ2年ほどずっと取り組んできておまして、いわゆる職務給、いわゆる格付というのを変えてきておまして、それぞれ一つずつ上に上がるような格好で改善もさせていただいております。順次、企画部長が御答弁したように、改善はされてくるだろうというふうに思っております。

それに関連して、今回の給与改定でございますけれども、この給与改定につきましては、私どもは今回やらないという判断は最初からありませんでした。これは何かと申しますと、前にもお話し申し上げておりますように、給与改定をいろいろ国に準じてやらないということになれば、これはいろいろと交付税等々、特別交付税等々にはね返ってまいります。いわゆる余裕財源というふうにみなされるということもございまして、県内の他の市町村、近隣ですと瑞穂市も昨年やりましたけどまたすぐ改正した、直したというようなことで、やはり国のほうの総務省のほうの方向、方針もございまして、給与改定は給与改定としてやっていくと。そして待遇改善は待遇改善として、また別途、別の手段で講じていくという二段構えでこれからもやっていきたいというふうに思っております。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

〔挙手する者あり〕

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

今の市長さんのお話ですと、人事院勧告に従って給料の改正をしていかないと、交付税その他もろもろで何らかの形で弊害があるであろうということなんですけれども、本当に一概にそう言えるのかということなんです。基本的には職員の給料を何を基準にして物事をなすかということなんです。一生懸命にやっている職員の給料を、どのようにやってるかよくわかりもしない上のほうが

勝手にすぼんすぼんと下げてきますよと言って、それに従って物事をなしますよというのは、非常にこの市の職員に対しての私は侮辱に等しいと思っておるわけです。また、民間との兼ね合いもあるかと思っております。私が知る限りでは、何も本巢市の職員の給料が、ずば抜けて高いというふうには思っておりません。

この問題が、年に一、二回ぐらい来てたかな、前もそういう問題で改正という形で出てきます。通常で言うとボーナスのことも含めてまた出てきたりしますけれども、その都度、同じことを言っているんですね。ですから、市は市としての独自の物の考え方で判断をしていってしかるべきだと思っております。また、そのことにおいて、国のほうから何らかの形で意見があれば、それに対して堂々と意見を言っていくのが長たる者の役目ではないかと思っております。

ですから、こういうものに関して、もう少し深く物事を掘り下げて、皆さん、それぞれに生活がありますので、そういうことも含めて、この勧告に従うべきか否か。最初からこれに従いますよということを、今の答弁ですと、はなからそういうことをしてやるということでしたので、いま一度お伺いをいたします。

○議長（遠山利美君）

市長 藤原君。

○市長（藤原 勉君）

先ほど御答弁申し上げたとおり、私の基本方針はこれからも人事院勧告等々従って粛々と提案をさせていただくということでございます。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

では反対討論をします。

ことしの1月に片山総務大臣が記者会見をしている中でこのようなことを述べています。いろいろ申し上げると長くなるので一つだけ申し上げますが、集中改革プランについてこのように言っています。こういう法的根拠のない仕組みを全国に強いてきたという、これの解除ということを総務大臣が記者会見で述べています。

これは指定管理者制度の運用についてという昨年12月に出された通達ですか、通知かな、に関

連した記者会見でありますけども、その中で集中改革プラン、国が、総務省が推し進めてきた、あるいは半ば強制してきたプランについても、もうこんなもん法的根拠はないんだから解除するんだということを言っています。

そうした国の動向等も絡み合わせながら、そして本巢市は本巢市としての今の現状から出発して給与についてはどうあるべきかというのを考えるべきで、最終的な結果として人事院勧告をどう受け入れるかというのは、また次の段階だと思うんですね。最初からそれありきでは、やっぱり、先ほど市の集中改革プランで言われていた他町村との均衡というのはいつになってもなかなか図られてこない。いまだに下から2番目という残念な状態が続いている。そのことを個々改正はされつつあっても、いまだに下から2番目という状況については変わらないということをしっかりと見据えてやっぱりやるべきだというふうに思います。

今回について、その点についての取り組み、あるいは結果が見えてないという状況の中で、人事院勧告をそのまま受け入れる、そのことについては到底賛成することができないということで反対討論とします。

○議長（遠山利美君）

ただいま反対の発言がありました。

賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

今、反対討論出ましてあれですけど、私の記憶によりますと、今の民主党政権ができる前からですけど、民主党なんかは、人事院勧告なんかは廃止したほうがいいのかどうのこの、政権とってからも人事院勧告どうのこのいうことと言っておりまして、結局、いまだかつて、やっぱり人事院勧告がされるということは、それだけいろんな国家公務員の給料を初め、地方の職員の、地方公務員の給料まで、やっぱそういうことで全国で人事院勧告に沿ってやってくるのがベストだというふうに、ベストというかベターということで、いまだ政権もようやらないということも事実かと思っています。

先ほど市長が言われたように、やっぱやるときはやる、それから改善することは改善するということで、そういう方針で市長もおられるという立場で、そのことを支持し、この案件につきましては賛成をいたします。

○議長（遠山利美君）

ほかに討論ありますか。

[挙手する者あり]

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

人事院勧告に従って、給料をその都度その都度カットしていくという市長の答弁もありました。

ただ、私の思いとしては、人の給料というものは人の価値に相当すると思っっているわけです。この本巢市の職員は、他の市町村の職員に何ら劣るところはないと思っております。そういう中において、この県全体の中においても非常に低いというレベルのところ position しております。よって、職員のメンツというのかな、も考えて、やっぱりこのことを素直に受け入れることはできませんので、反対いたします。

○議長（遠山利美君）

賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

後藤君。

○14番（後藤壽太郎君）

それでは賛成討論をさせていただきます。

きょうも新聞に載っておりましたが、養老町のほうでも否決したというふうなこと載っておりました。養老町は92.何%というラスだったということも書いてありましたが。しかしながら、今、市長が答弁されましたように、待遇改善と、それから給与改定というのはまた別物できちっと考えていくというふうなことです。またそれと、それから現在の経済状況等々をかんがみたときに、この下げるというのもいたし方ないかなということを思っております。また職員の皆さん方も、ぜひ一生懸命努力をして、そしてこれを上げるようにしていきたいなということを思っておりますので、今回は下げることに賛成いたします。以上です。

○議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第38号 本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第39号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第3、議案第39号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号 本巣市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第40号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第4、議案第40号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第5 議案第42号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第5、議案第42号 本巣市織部の里もとすの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、産業建設委員会に付託し

たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第43号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第6、議案第43号 本巣市うすずみ特産販売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第44号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第7、議案第44号 本巣市NEOキャンピングパークの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第45号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第8、議案第45号 本巣市NEO桜交流ランドの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第46号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第9、議案第46号 本巣市根尾林業センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第47号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第10、議案第47号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で本日の日程はすべて終了しました。

12月7日水曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

なお、文教福祉委員会は付託案件がないため、委員長より協議会として開催する旨の報告を受けております。

文教福祉委員会協議会は12月12日月曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、総務企画委員会は12月12日月曜日午後1時30分から本庁舎3階第1委員会室にて、産業建設委員会は12月13日火曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にてそれぞれ開催します。

本日はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午前9時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

